

生駒市訓令甲第3号

生駒市公共施設整備基金管理の取扱い要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年8月20日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市公共施設整備基金管理の取扱い要綱の一部を改正する訓令

生駒市公共施設整備基金管理の取扱い要綱（平成4年4月生駒市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年8月20日から施行する。